

2011(平成23)年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」まとめ -精神障害の労災請求件数が3年連続で過去最高を更新-

Contents

- 【 統計情報 1 】 平成 23 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」について
- 【 統計情報 2 】 平成 23 年度 未払賃金立替払事業の実施状況
- 【 お知らせ 】 外国人の在留管理制度について
- 【 労務コンプライアンス自主点検 】 #6 休業手当

統計情報 1 平成 23 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」について

厚生労働省より平成 23 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」が公表されました。

まず、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の「過労死」等事案につきまして、請求件数は 898 件であり前年に比べ 96 件増、支給決定件数は、310 件であり、前年に比べ 25 件増となっております。また、業種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸業、郵便業」に分類される「道路貨物運送業」が最も多くなっております。職種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸・機械運転従事者」が最も多くなっております。年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに 50～59 歳が最も多くなっています。

次に、精神障害等事案につきましては、請求件数は 1,272 件であり前年に比べ 91 件増加し、3 年連続で過去最高となっており、支給決定件数は、325 件で、前年に比べ 17 件増となっております。また、業種別では、請求件数、支給決定件数ともに「製造業」が最も多くなっております。職種別では、請求件数は「事務従事者」、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」がそれぞれ最も多くなっております。また、年齢別では、請求件数、支給決定件数とも 30～39 歳が最も多くなっております。なお、出来事別の支給決定件数は、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」が最も多くなっております。

統計情報 2 平成 23 年度 未払賃金立替払事業の実施状況

厚生労働省より発表された「未払賃金立替払事業の実施状況」によると、2011（平成 23）年度の立替払状況は、企業数は 3,682 件（対前年度比 5.1%減少）、支給者は 42,637 人（対前年度比 16.0%減少）、立替払額は 199 億 5,106 万円（対前年度比 19.4%減少）といずれも前年度を下回る結果となり、支給者一人当たりの平均立替払額は、46 万 8 千円となっております。

しかしながら、東日本大震災の影響を受けて、岩手県・宮城県・福島県内に本社機能がある企業への立替払は、件数・金額とも前年を上回る結果となっております。

また、企業規模別では、労働者 30 人未満の企業が企業数全体の 89.4%を占めており、立替払額についても、30 人未満規模の企業が最も多く、全体の 52.7%を占めています。なお、30 人未満の企業と 30 人～299 人の企業をあわせると、全体の 95.6%に上りました。

業種別の立替払状況をみると、立替払額では製造業が全体の 27.8%を占めており最も多く、次いで、商業、建設業の順となっております。

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News Vol.37 July'12

お知らせ 外国人の在留管理制度について

2012（平成24）年7月9日より新しい「在留管理制度」がスタート致しました。

この度導入される「在留管理制度」は、法務大臣が在留資格を持って日本国内に中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握し、外国人の適正な在留の確保に資する制度の構築を図ろうとするものとなっております。

この在留管理制度のポイントは、①在留カードの交付、②在留期間の延長（最高5年）、③再入国許可制度の変更、④外国人登録制度の廃止の4つとなります。以下では、新制度の対象者及び新たに交付されることとなった在留カードについて見て行きたいと思います。

1. 新しい在留管理制度の対象者

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって日本国内に中長期間在留する外国人で、具体的には次の1～6のいずれにも当てはまらない人です。例えば、企業に勤務されている方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務など」、留学生や永住者の方は本制度の対象となりますが、観光目的で日本に短期間滞在する方は新しい在留管理制度の対象外となります。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 上記①から③の外国人に準ずるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

2. 「外国人登録証明書」に代わり「在留カード」が発行されます。

従来、日本国内に90日を超えて滞在しようとする外国人は、原則として、外国人登録を行い、市区町村より交付された外国人登録証明書を携帯することとなっておりますが、この度の在留管理制度のスタートに伴い、外国人登録証明書が廃止され、新たに下記の情報が明記された「在留カード」が交付されることとなりました。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域、
住居地（本邦における主たる住居の所在地）
- ② 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- ③ 許可の種類及び年月日
- ④ 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- ⑤ 就労制限の有無
- ⑥ 資格外活動許可を受けているときはその旨

この「在留カード」と今までの「外国人登録証明書」との違いは、在留カードには就業制限の有無や資格外活動許可を受けているか否かが記載される点です。今まで、就学や留学などの在留資格で就労を行う場合、資格外活動許可があるかどうかを別途許可証で確認する必要がありましたが、今後は、在留カードの確認のみで労働の可否の判断が可能となります。

今回の改正により、「在留カード」の交付の他にも、外国人本人の届出の義務や雇用主の努力義務規定などが新設されました。外国人労働者を雇用するうえで事業主が知っておくべき事項等について次月以降でご説明させていただきます。

Social Insurance Consulting Firm EOS
Firm News Vol.37 July'12**労務コンプライアンス自主点検****#6 休業手当**

今回は、第6回目として「休業手当」に関する自主点検です。

早速ですが、御社の状況に照らし合わせて、下記1から3を確認してみてください。

	チェック項目	○×△
1.	休業手当の対象となる「使用者の責めに帰すべき事由」の範囲を認識している。	
2.	労働基準法に規定されている休業手当と民法に規定されている「債務者の危険負担等」との関係を認識している。	
3.	賃金の一部が支給された場合の休業手当の算出方法を理解している。	

上記のうち、1つでも「△」又は「×」が付いた場合には、注意が必要です。

今回の自主点検のテーマである「休業手当」に関する規定を見てみますと、労働基準法 26 条において「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない。」と罰付きで規定されております。

ここでいう「使用者の責に帰すべき理由」ですが、これは民法 536 条（債務者の危険負担等）に規定されている「債権者の責めに帰すべき事由」よりも幅広く、使用者の故意、過失のみならず、使用者側に起因する経営、管理上の障害も含むものとされております（ノース・ウエスト航空事件、最二小判昭 62. 7. 17）。また、当然のことながら、不可抗力によるものは含みません。そのため、昨年 3 月に発生しました「東北地方太平洋沖地震」の際に厚生労働省より発出された、計画停電が実施される場合の休業手当の取扱いについての通達を見てみますと、そこでは、計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として使用者の責めに帰すべき事由には該当しないとされております。

また、民法 536 条「債務者の危険負担等」の関係で、同条 2 項は「債権者の責めに帰すべき事由により債務を履行することができなかつた時は、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない」と規定されております。これは、労働者及び使用者双方の視点から条文を読むことが出来ますが、労働者側からの視点でこの条文を見てみますと「使用者の責に帰すべき事由により労働の提供が出来なかつた時は、労働者は賃金を受ける権利を失わない」と読むことができ、それにより労働の提供が出来なかつた時間全ての賃金を請求することが可能となります。しかしながら、この民法の規定は任意規定であり、就業規則等の定め如何では、労働者は請求すら出来なくなる事態が生じます。このような事態を防ぐために、この民法の規定の特別法として労働基準法 26 条が存在しております。

なお、労働日の一部を休業した場合に、労働した時間の割合で既に賃金が支払われていた時には、その日につき、全体として平均賃金の 100 分の 60 まで支払われていれば、追加で休業手当を支払う必要はありません。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1849 FAX: 03-4577-1898 E-mail: accounting@epcs.co.jp

<http://www.epcs.co.jp/>

アウトソーシングサービス Web サイト : <http://www.epcsoutsourcing.com/ja/index.html>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.37-3

～ We are always at your side ～